

佐賀県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年七月十七日から平成二十一年八月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字坂田字二本杉一二一 一八番一地先から 杵島郡白石町大字深浦字三本杉一六 八番六地先まで 杵島郡白石町大字深浦字三本杉一二二 三番地先から 杵島郡白石町大字深浦字三本杉一二一 八番二地先まで	平成二一・七・二二